

日常点検、定期点検、簡単なメンテナンス

お車をご使用の方の安全と車を快適にご使用いただくために、道路運送車両法で1日1回の日常点検と6か月、12か月毎の定期点検整備を行うことが義務づけられています。
安全快適にお乗りいただくために、必ず実施してください。

警告

点検整備の方法を正しく行わないことや、不十分な整備、未修理は、転倒事故などを起こす原因となり、死亡または重大な傷害に至る可能性があります。

- 点検整備は、取扱説明書・メンテナンスノートに記載された点検方法・要領を守り、必ず実施してください。
- 異状箇所は乗車前に修理してください。

各点検、メンテナンス等については、以下のページをご覧ください。

1か月目点検について	72
交換部品について	72
日常点検	73
メンテナンス部品配置図	74
定期点検	76
6か月点検項目	77
簡単なメンテナンス	78
ブレーキ	79
タイヤ	83
ドラフトチェーン	87
エンジンオイル	89
冷却水	94
クラッチ	97
バッテリー	99
ヒューズ	102
エアクリーナ	104
ケープル・ワイヤ類	105
ブリーザードレン	106